令和９年度当初予算編成過程の公表

第１回目
（予算要求状況）

１．予算編成の基本方針（抜粋）

令和９年度予算編成の基本的な考え方

（１）基本方針

令和９年度予算については、「第３次実施計画」を着実に実施していくため、達成状況や年次目標などを踏まえ、その成果を意識して編成することを基本とする。健全で安定した財政運営を堅持していくため、全ての事業について、民間活力の活用や官民の役割分担の視点で見直すなど、既存事業の見直しを進め、必要な財源の確保を図るとともに、限られた財源のより一層の有効活用を図り、持続可能な財政構造を確立する。

（２）重点施策

総合計画に掲げる本市のまちづくりの将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安」を実現していくため、基本目標である「育み学び誰もが成長するまちへ」、「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」、「安全・安心で快適なまちへ」、「多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ」に沿った施策を着実に推進する。

特に、第３次実施計画における取り組みの方向性を踏まえ、激甚化する災害への備えをはじめ、市民の生命と財産に直結する安全・安心の確保や、懸案課題の解決に向けた取り組み等の重点施策を実施していくことを基本とする。

以上、重点施策を実施するために、職員一人ひとりが、社会経済情勢や行政需要の変化に的確に対応し、コスト意識を持った効率的な予算編成を行うこととする。

２．予算編成の流れ

令和９年度の当初予算が、どのような過程で編成されるかを簡単に説明します。

10 月 1 日	★予算編成方針を庁内に通知
10 月 2 日 ～ 10 月 19 日	★予算要求書の作成、提出 ⇒　各部署（○○部○○課）が、予算（歳入、歳出）の要求書を作成し、提出します
10 月 26 日 ～ 11 月 13 日	★予算ヒアリング ⇒　各部署が提出した『予算要求書』をもとに、財政課がヒアリング（要求内容の聴取）を行います
11 月中旬 ～ 12 月上旬	★予算査定 ⇒　財政課において、要求された予算の査定を行います さらに、財務部長査定などを通して、予算は徐々にスリムになっていきます
12 月中旬 ～ １月上旬	★市長調整 ⇒　財政課から市長へ、要求内容や査定状況の報告を行い、調整を進めます
１月中旬	★最終内示　　⇒　各部署に対し、財務部長が予算の内示を行います
３月	★予算案審議 ⇒　市議会に、予算案を提案し、審議が行われます

３．予算要求から市長査定までの状況

＊別紙「令和９年度当初予算の査定状況」を参照してください。

- 「令和９年度各会計予算の査定状況」
- 「令和９年度当初予算の査定状況（一般会計)」(歳入)
- 「令和９年度当初予算の査定状況（一般会計)」(歳出)

令和９年度　各会計予算の査定状況

（単位：千円）

会計	令和９年度予算要求額（令和８年10月19日の状況）			財務部査定額（　　の状況）			市長査定額		
	歳　入(A)	歳　出(B)	収支（Ａ－Ｂ）	歳　入(A)	歳　出(B)	収支（Ａ－Ｂ）	歳　入(A)	歳　出(B)	収支（Ａ－Ｂ）
一般会計	89,424,760	97,785,420	△ 8,360,660						
国民健康保険特別会計	12,102,200	12,102,200	0						
墓地公園事業特別会計	390,063	390,063	0						
特別会計 介護保険 保険事業勘定	9,656,192	9,656,192	0						
特別会計 介護保険 介護サービス事業勘定	1,323,133	1,323,133	0						
後期高齢者医療特別会計	3,352,318	3,352,318	0						
合　計	116,248,666	124,609,326	△ 8,360,660						
会計	収　入(A)	支　出(B)	収支（Ａ－Ｂ）	収　入(A)	支　出(B)	収支（Ａ－Ｂ）	収　入(A)	支　出(B)	収支（Ａ－Ｂ）
公営企業会計（下水道事業）	6,027,513	6,396,369							

【備考】
- ●上記要求額は、令和８年10月19日時点となります。これ以降も、国・県の動向などを踏まえ、追加要求など変動があります。
- ●歳入－歳出による収支差は、今後の査定において縮小していきます。
- ●下水道事業については、減価償却費のような現金の収入・支出が伴わないものがあることから、収入と支出（歳入と歳出）が同額にはなりません。

◆**一般会計**：市が行う行政運営の基本的な経費を計上したもので、市税などを主な財源として構成し、市の会計の中心となるものです。

◆**特別会計**：市が特定の事業を行う場合に一般会計と区別して設置し、その特定の歳入をもって、特定の歳出に充てるものです。

◆**公営企業会計（下水道事業）**：下水道事業については、地方公営企業法を適用し、民間企業に似た経理を行うもので、経営活動に伴って生じる収益的収支と資本的収支の２種類で構成されます。

令和９年度　当初予算の査定状況（一般会計）

（歳　入）　　（単位：千円）

	令和８年度当初予算	令和９年度予算要求額（令和８年10月19日の状況）		財務部査定額（　　の状況）			市長査定額		比　較	
		要求額　①	構成比	査定額　②	構成比	査定留保とした額（査定額②に含む）	査定額　③	構成比	③－①＝④	伸び率④/①
市　　税	48,086,400	48,074,829	53.8							
地方譲与税、各種交付金	6,632,870	6,527,020	7.3							
分担金及び負担金、使用料及び手数料	1,576,350	1,578,170	1.8							
国庫支出金、県支出金	17,979,500	18,464,407	20.6							
財産収入、寄　附　金	2,828,110	2,969,205	3.3							
繰入金	1,800,790	95,474	0.1							
繰越金、諸　収　入	2,227,780	2,208,915	2.5							
市　　債	6,068,200	9,506,740	10.6							
合　計	87,200,000	89,424,760	100.0							

【備　考】 ●上記要求額は、令和８年10月19日時点となります。これ以降も、国・県の動向などを踏まえ、追加要求など変動があります。

◆**【市　税】**：市民の皆さんや市内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などがあります。
◆**【地方譲与税、各種交付金】**：国・県が徴収したものを、一定の基準で按分し市に交付されるものです。
◆**【分担金及び負担金、使用料及び手数料】**：分担金及び負担金は、市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。
また、使用料及び手数料は、市の施設や特定の事務により利益を受ける方から、その受益に対する負担として徴収するものです。
テニスコートの使用料や住民票の写しの交付手数料等が該当します。
◆**【国庫支出金、県支出金】**：国庫支出金は、国と市の行う事業の経費負担区分に基づいて、国が市に支出するものです。また、県支出金は、県が市に対して支出するものです。県自らの施策として単独で交付するものと、県が国庫支出金を経費の全部または一部として交付するものがあります。
◆**【財産収入、寄附】**：財産収入は、市が有する財産の貸付け、売払い等により得た現金収入のことです。公共用地の売払収入や、基金積立金の利子等が該当します。また、寄附金は、金銭の贈与となります。使途が特定されない一般寄附金と、使途を限定した指定寄附金があります。
◆**【繰入金】**：一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするものです。
◆**【繰越金、諸収入】**：繰越金は、前年度の決算上の剰余金です。また、諸収入は、収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入となります。
◆**【市　債】**：市が事業を行うにあたり、特に一時に多額の資金を必要とするときに、外部（政府・地方公共団体金融機構・銀行など）から資金を調達するもので、長期的な借入金です。

令和９年度　当初予算の査定状況（一般会計）

（歳　出）　　（単位：千円）

	令和８年度当初予算	令和９年度予算要求額（令和８年10月19日の状況）		財務部査定額（　の状況）			市長査定額		比　較	
		要求額　①	構成比	査定額　②	構成比	査定留保とした額（査定額②に含む）	査定額　③	構成比	③－①＝④	伸び率④/①
議会費	343,760	362,523	0.4							
総務費	10,165,490	9,531,625	9.7							
民生費	37,103,520	39,330,341	40.2							
衛生費	6,654,600	7,058,663	7.2							
農林水産業費	7,260	8,750	0.0							
商工費	2,016,700	2,040,134	2.1							
土木費	8,032,990	9,675,833	9.9							
消防費	3,465,930	3,387,032	3.5							
教育費	14,506,290	21,348,977	21.8							
公債費	4,803,460	4,941,542	5.1							
予備費	100,000	100,000	0.1							
合　計	87,200,000	97,785,420	100.0							

【備　考】 ●上記要求額は、令和８年10月19日時点となります。これ以降も、国・県の動向などを踏まえ、追加要求など変動があります。

◆**【議会費】**：市議会事務局の予算
◆**【総務費】**：防災、防犯、広報、国際交流、選挙等の予算
◆**【民生費】**：社会・障がい者・老人・児童福祉、国民年金等の予算
◆**【衛生費】**：環境、清掃等の予算
◆**【農林水産業費】**：漁港施設関係の予算
◆**【商工費】**：商・工業振興、観光振興等の予算
◆**【土木費】**：交通安全、道路整備、都市計画、公園整備、市街地開発等の予算
◆**【消防費】**：消防施設等の予算
◆**【教育費】**：小・中学校、教育振興、幼稚園、公民館、図書館、博物館、スポーツ振興、給食センター等の予算
◆**【公債費】**：市が借り入れた過去の債務の支払いに要する予算
◆**【予備費】**：予算外の支出または予算超過の支出にあてるための予算